

2016年度 点検・評価シート

I 評価項目・担当部局

対象部局	統括：法人自己点検・評価委員会	担当：学務局長、事務局長、総務部、学務部、監査室、総合企画室
評価基準9	管理運営・財務	
中項目9-1	管理運営【自己評定 A】	
点検・評価項目(1)	9-1-1 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	
評価の視点	中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知【事務局長】【総務部】	
	意思決定プロセスの明確化【学務部】【総務部】	
	教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化【総務部】	
	教授会の権限と責任の明確化【学務部】	
点検・評価項目(2)	9-1-2 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	
評価の視点	関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用【総務部】	
	学長、副学長、学部長・研究科長および理事等の権限と責任の明確化【学務部】	
	学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性【学務部】	
	構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底【総務部】	
	情報セキュリティを確保するための体制整備【総務部】	
	内部監査の適切性【監査室】	
点検・評価項目(3)	9-1-3 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	
評価の視点	事務組織の構成と人員配置の適切性【総務部】【総合企画室】	
	事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策【総合企画室】	
	職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用【総務部】	
点検・評価項目(4)	9-1-4 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	
評価の視点	人事課に基づく適正な業務評価と処遇改善【総務部】	
	スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性【総務部】	
点検・評価項目(5)	9-1-5 管理運営の適切性について定期的に検証を行っているか。	
評価の視点	責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【事務局長】	

II 点検・評価

【点検・評価項目ごとの現状説明】

9-1-1	<p>(1) 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知【事務局長、総務課】</p> <p>本学は2014年2月に、大東文化大学自己点検・評価基本事項検討委員会（現在は大東文化学園自己点検・評価推進委員会）における議論を経て、大学基準に準拠して「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一つとして「管理運営・財務に関する方針」を定めた（B9-1-1 p.16～P.18）。大学・教授会など各組織のガバナンス方針、事務組織の構成と人事配置および職員人事政策、コンプライアンスと危機管理、財政基盤の確立方針、予算の編成と執行、管理運営・財務の適切性の検証について定めたこの基本方針は、他の基準別基本方針とともに、ホームページを通じて学内外に公表している。また、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016年2月総合企画室発行）に記載し、教職員に周知を図っている（B9-1-2 p.60～p.62）。その内容は下記のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">管理運営・財務に関する方針</p> <p>基本方針</p> <p>本学は、その理念・目的に基づき、各組織および全教職員の果たすべき役割、担うべき役割を明確化する。また、本学の設置者たる大東文化学園の事業計画に沿って、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかに円滑な管理運営を図る。コンプライアンスと危機管理を徹底させ、情報公開と財政基盤の確立を促進し、公正な管理運営を行う。</p> <p>1. 管理運営</p> <p>【各組織のガバナンス方針】</p> <p>(1) 学校法人大東文化学園においては、理事長が理事会、常務審議会、学園評議員会等を主宰し、経営の基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに経営上の責任を負う。理事会は、寄附行為の定めに基づき、法人の最終的な意思決定機関として健全な運営を行うよう努める。また理事会は、ステーク・ホルダーのニーズに柔軟に対応した経営戦略を</p> </div>
-------	---

策定し、健全な財務体質の確保に努め、教育環境を整備し、永続する組織としての学園を目指す。

(2) 教学組織である大学においては、学長が学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等を主宰し、教育に関する基本方針と諸課題を審議し、意思決定を行うとともに教学の責任を負う。大学の諸課題のうち、必要なものについては、理事会で審議のうえ最終決定する。大学は、学部教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、教学に関する全学的な課題については学部長会議等を通じて合意形成を図り、高等教育機関としての内部質保証を行う。

(3) 教授会・大学院研究科委員会・法務研究科の権限と責任、学長・副学長・学部長・研究科委員長等の選出方法および権限と責任を明確にし、規程に則った運営を行う。

(4) 学園および大学の管理運営・財務に関する方針は、年度ごとの「大東文化学園事業計画書」等によって学園・大学の構成員に周知する。

(5) 情報セキュリティの確保については、教職員が遵守すべきルールを定め、一層の徹底化を図る。

(6) 内部監査については、学園に監査室を設置し、教職員を監査員として学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告する。

【事務組織の構成と人事配置、職員人事政策】

(1) 教育研究活動を円滑に行いその支援業務を効率的に進めるために、適正規模の事務組織を構築し、事務職員の適正な配置と人材育成を促進する。

(2) 法人（事務局）と大学（学務局）の連携を強化し、学園・大学の一体的運営を図る組織体制を構築するために、事務分掌・職務権限基準の見直し、人的交流の推進等を積極的に進める。

(3) 限られた人的資源のなかで、社会の変化やステーク・ホルダーのニーズを的確にとらえる柔軟性と機動性に富んだ事務組織とするため、職員の調査・企画・立案能力の強化を図る。

(4) 良質な人材の確保、適正な業務評価による処遇改善を行うため、諸規程を整備するとともに、スタッフ・ディベロップメント（SD）の活用等により、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する。

【コンプライアンスと危機管理】

組織運営において、コンプライアンスと危機管理は死活的に重要な視点である。本学は、社会に信頼される高等教育機関として、コンプライアンスと危機管理に下記のように取り組む。

(1) 学園総務部総務課内に法務・コンプライアンス担当者を置き、「学校法人大東文化学園コンプライアンス推進規程」を制定するとともに「コンプライアンス推進会議」を立ち上げ、コンプライアンス推進の中心的機能を担わせる。これらの規程や組織を通じてコンプライアンスに関する諸施策の立案や研修等を進め、教職員のコンプライアンス意識を徹底させる。

(2) 懲戒に関する諸規定、法令違反行為等を防止するための公益通報制度および公益通報者保護に関する諸規程を整備し、コンプライアンス推進のための体制を構築する。

(3) 危機管理については、災害発生時の対応の点検および施設の防災・減災化を進める。また、関係規程・マニュアルを整備することにより、災害発生時の学生および教職員の安全を確保し、迅速な学内秩序の復旧と学生支援を行う。

(4) 自然災害のみならず犯罪行為や感染症、有害物質等の脅威にさらされる可能性を考慮し、危機管理に関する包括的規程を作成し、危機情報を迅速かつ正確に把握・共有・公開する体制づくりを進める。

(5) 危機に迅速かつ的確に対処するために、一元的体制による指揮系統の確立を図る。

2. 財務

【財政基盤の確立方針】

(1) 学生に充実した教育を永続的に提供し、教員の良質な研究環境を整えるために、中長期の財政計画の下に安定した財政基盤を確立する。

(2) 少子化時代を迎え、入学定員超過率が厳格化され、これまで以上の入学者数を望めない現状を踏まえ、授業料への過度の依存を避け、適切な合理化を行い、外部資金を含む授業料以外の財源の確保を図る。

(3) 科学研究費補助金等の外部資金を受け入れるため組織・支援体制を整備し、多様な外部資金の獲得に積極的に取り組む。

(4) 資産運用収入については、東松山キャンパス整備事業後、減価償却特定資産の積み増し、および新たな第3号基本金組み入れを中心に検討し、資産運用収入の増加を図る。

(5) 教育研究活動のキャッシュフローを十分に確保すると同時に、帰属収支差額の収入超過を堅持し、帰属収支差額比率の適正化を図る。

(6) 社会への説明責任を果たすため、積極的に財務情報を公開する。

【予算の編成と執行】

(1) 予算の編成は、学園経理規程に基づき適切な手続きに沿って行っているが、学内財政状況や積算の考え方について広く意見を求めつつ、実効性のある予算積算と執行ルールを策定する。また、決算の監査については現行システムを再検

証する。

(2) 予算執行は、予算統制の見地から、より効率的で業務を円滑にかつ迅速に行うための執行ルールを策定する。

3. 管理運営・財務の適切性の検証

管理運営・財務の適切性については、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営・財務状況の報告のほか、毎年度の自己点検・評価において定期的に検証を行う。

基本方針の項目は、大学の設置者である学校法人大東文化学園の年度ごとの「事業計画」に盛り込まれ、具体化が図られる。事業計画は、大東文化大学、大東文化大学第一高等学校、大東文化大学附属青桐幼稚園、大東文化学園（法人事務局）の4つの単位で策定されるが、2015年度の大学および学園の事業計画に盛り込まれた管理運営・財務に関する取り組み（行動計画）は、下記の8項目である（B9-1-3）。

【大学】

- ・大学財政の在り方の改革
- ・大学ガバナンスの改善

【学園】

- ・教学組織（大学）の行動計画を支えるための理事会の機能強化
- ・教学（大学）ガバナンスの改革支援
- ・コンプライアンスマネジメントの周知と充実
- ・中長期財政計画の策定
- ・帰属収入増の促進対策への取り組み
- ・教育改革と予算編成方針及び執行方法の見直し

上記項目のうち、例えば、大学ガバナンスの改善については、学長権限の明確化等に関する学校教育法の改正を受けて、学務局長（学務担当常務理事）を委員長とする「大学のガバナンス検討委員会」を発足させ、学長権限や教授会の位置づけなどについて規程の見直しを行い、学部教授会、学部長会議、大学評議会など各レベルでの議論を経て、学則改正に結びつけてきた。改正された規程の内容は、次項（9-1-2）で述べるとおりである。

(2) 意思決定プロセスの明確化【学務課、総務課】

大学における意思決定プロセスについては、教授会、研究科委員会、研究科教授会（法務研究科）で審議・建議された案件のうち、日常的なものは、起案により学長が決定を行う。規程等の制定・改廃、その他の重要案件については、それぞれ学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会などで審議・議決され、学長が決定を行う（B9-1-4、B9-1-5、A9-1-1 第11条～第11条の22、A9-1-2 第26条の2）。

「管理運営・財務に関する方針」の【各組織のガバナンス方針】に明記されているとおり、理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）、学園評議員会等の学校法人大東文化学園の会議体、また、学長が主宰する学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等の教学組織の会議体については、次項で述べるように、それぞれの役割が規程により明確に定められている。

原則として、理事会および常務審議会は毎月1回、学園評議員会は年2回、理事長が招集して開催される。教学組織については、学部長会議は毎月2回、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会はそれぞれ毎月1回開催され、いずれも学長が招集し議長となる。大学評議会は学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専任教員2名、図書館長、東洋研究所長、書道研究所長の計50名から構成され、大学院評議会は学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、各研究科から選出された専任教員1名（法務研究科を除く）、法務研究科長・教務主任・学生主任の計35名から構成される。学長を補佐する副学長（最大3名）は、現行体制では、国際・改革推進、教務・学生、東松山キャンパスの3部門を担当するとともに、国際交流センター所長、学生支援センター所長、東松山キャンパス運営委員会委員長、大学改革推進会議議長、(全学)FD委員会委員長などを兼務し、学長の意を受けて各組織の意思決定と運営に責任を負う（A9-1-1 第8条の2、A9-1-5）。

全体的に言えば、教学組織に関するさまざまな事項については、最終的には学長が責任を負い意思決定を行うが、重要事項については、学部教授会、研究科教授会および大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、可能なかぎり学部長会議や研究科委員長会議を通じて合意形成を図るよう努めている。

学部長会議や大学評議会、大学院評議会での決定事項は、教授会および研究科委員会等を通じて全専任教員に周知される。

(3) 教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化【総務課】

	<p>教学組織（大学）における権限と責任については、下記の学則と規程に明確に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部長会議：大東文化大学学部長会議規程第3条（B9-1-4） ・ 大学評議会：大東文化大学学則第11条の25（A9-1-1） ・ 研究科委員長会議：大東文化大学大学院研究科委員長会議規程第3条（B9-1-5） ・ 大学院評議会：大東文化大学大学院学則第26条の5（A9-1-2） <p>法人組織（理事会等）については、「学校法人大東文化学園寄附行為」に基づき、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」を定め、理事会の基本的機能、理事会の業務、理事の忠実義務、また常務審議会の役割等を明文化している（A9-1-4、B9-1-6）。</p> <p>法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の関係は、学則の改正および専任教員の採用・昇格人事等の最終決定は理事会の承認を必要とするなど、前者が設置者として後者の管理・運営の基本方針を定めることになっているが、法人側の学園理事長、事務局長と教学側の学長、学務局長による常務会が毎週開催されるなど、両者の意思疎通は十分に図られている。両者の役割分担は、施設設備等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等が法人の、教育課程の編成等が教学の役割であり、連携協力体制が築かれていると言える。</p> <p>（4）教授会の権限と責任の明確化【学務課】</p> <p>学部教授会の権限と責任については、大東文化大学学則第11条の8において、研究科委員会については大東文化大学大学院学則第26条において、研究科教授会については大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第11条において、それぞれ明確に定められている（A9-1-1、A9-1-2、A9-1-3）。</p> <p>学部教授会は、当該学部に所属する専任の教授・准教授・講師、助教および特任教員で構成され（学則第11条の2）、学部長が議長となって進められる（第11条の3）。ただし、第11条の8第1項第10号で定めた教員の選考・昇格その他の教員の人事（懲戒審査を除く）に関する事項のうち、専任教員・助教・特任教員および客員教員（特別招聘教授を含む）の人事を審議する教授会については、構成員から助教および特任教員を除く。教授会は、構成員のうち2分の1以上の出席をもって開催し、教員の人事に関する事項は構成員のうち3分の2以上の出席が必要とされる（学則第11条の5）。教授会における決議は、出席した構成員の過半数で決し、同数の場合は議長が決する。ただし、教員の人事に関しては、出席構成員の3分の2以上の同意を必要とする（学則第11条の6）。</p> <p>大学院研究科委員会および研究科教授会（法務研究科）についても、大学院学則、法務研究科学則において構成員、開催や決議のための要件が定められている。</p> <p>学長が決定を行うにあたって、学部教授会および研究科委員会、研究科教授会が審議・議決し、学長に建議する事項は学則、大学院学則、法務研究科学則に明記されている。その主な事項は下記のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 学生の入学（再入学、転入学及び編入学を含む）、卒業及び課程の修了に関する事項 ② 学位の授与に関する事項 ③ 入学試験に関する事項 ④ 教育課程及び授業科目の編成に関する事項 ⑤ 学生の試験その他の成績評価に関する事項 ⑥ 学生の進級に関する事項 ⑦ 学生の指導及び賞罰に関する事項 ⑧ 学部長、学科主任、東松山担当主任及び学部附置の研究所所長の推薦に関する事項 （研究科では研究科委員長、専攻主任の推薦に関する事項。法務研究科では研究科長、教務主任及び学生主任の推薦に関する事項） ⑨ 教員の授業担当に関する事項 ⑩ 教員の選考、昇格その他教員の人事に関する事項（ただし、懲戒審査を除く）
9-1-2	<p>（1）関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用【総務課】</p> <p>学内の諸規程については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準等の関係法令に基づき、管理運営に関する諸規則を整備し、適切に運用している。とりわけ、2015年4月施行の学校教育法改正を受けて、改正法の趣旨を踏まえ、本学の実情にも合致するよう大東文化大学学則および大学院学則、法務研究科学則等を改め、適切に運用している。（A9-1-1、A9-1-2、A9-1-3）。主な改正内容は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「学長は、本大学を代表し、本大学の教育理念に基づき、校務をつかさどり、その教職員を統督する。」とし、学長権限を明確化した（A9-1-1第8条）。 ② 法改正により副学長の職務が拡大されたことを受け、「副学長は学長の職務を補佐する。ただし学長が必要と認めた場合には、その命を受けて、校務をつかさどることができる。」旨の規定を置いた（A9-1-1第8条の2）。

	<p>③改正法 93 により、教授会の審議事項が第 2 項と第 3 項とに分けて規定されるとともに、校務に関する学長の最終決定権を担保することが求められることになったため、教授会と学長との関係性を明確化し、併せて教授会での審議及び議決事項を整理した (A9-1-1 第 11 条の 8)。</p> <p>④教授会の審議事項と同様、大学評議会と学長との関係性を明確化し、併せて大学評議会での審議及び議決事項を整理した (A9-1-1 第 11 条の 25)。</p> <p>⑤連合教授会の構成、議決事項及び他の機関との関係性を整理した (A9-1-1 第 11 条の 28 及び第 11 条の 30)。</p> <p>⑥文部科学省施行通知において、議事録等をホームページで公表するなどの方法により教授会等の透明性を図ることとされたため、教授会、大学評議会及び連合教授会の議事録要旨の公開を行うこととした (A9-1-1 第 11 条の 10 及び第 11 条の 34)。</p> <p>⑦賞罰についての最終決定権が学長にあることを明確化した (A9-1-1 第 46 条及び第 47 条第 3 項)。</p> <p>⑧学則等の改廃について、学長が最終決定機関である規程は「学長がこれを行う」と学長が最終決定権者であることを明確化し、理事会が最終決定機関である規程は「学長の提案を受けて、理事会がこれを行う。」とした (A9-1-1 第 50 条)。</p> <p>(2) 学長、学部長・研究科委員長・研究科長および理事 (学務担当) 等の権限と責任の明確化【学務課】</p> <p>学長等の権限と責任については、以下の学則、規程に明確に定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長：大東文化大学学則第 8 条第 2 項 (A9-1-1) ・学部長・学科主任：大東文化大学学則第 8 条の 3 第 3・4 項 (A9-1-1) ・法務研究科長：大東文化大学大学院法務研究科 (法科大学院) 学則第 3 条第 2 項 (A9-1-3) ・学務局長 (学務担当常務理事)：学校法人大東文化学園寄附行為第 12 条 (A9-1-4)、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」第 9 条 (B9-1-6)、職務権限基準 3 (B9-1-7) ・副学長：大東文化大学副学長に関する規程第 2 条 1 項 (A9-1-5) ・研究科委員長・専攻主任：大東文化大学大学院学則第 25 条第 3・6 項 (資料番号●) <p>(3) 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性【学務課】</p> <p>学長選考については、「大東文化大学学長選考規程」の定めにより、本学の専任教育職員 (特任教員を含む)、専任事務職員および専任医療職員の投票で行われる。学長選挙の執行については、選挙を適正に行うことを目的とした選挙管理委員会が大学評議会の下に設置される (A9-1-6 第 7 条)。</p> <p>また、学長選挙の詳細な方法等は、「大東文化大学学長選挙等選挙管理委員会規程」に定められている (A9-1-7)。学部長、研究科委員長の選考方法については、「学校法人大東文化学園職員任免規則」第 4 条第 2 項および第 3 項でそれぞれ定められており (A9-1-8)、各学部・研究科における選挙の執行方法は、学部・研究科の内規で定められている (A9-1-9)。</p> <p>学長および学部長・研究科長等の選考については、いずれも規程、規則、内規に基づいて適切に行われている。</p> <p>なお、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」の制定を受けて、学長の解任手続が大東文化学長選挙等選挙管理委員会規程で明確に定められることとなった。</p> <p>(4) 構成員のコンプライアンス (法令・モラルの遵守) 意識の徹底【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報制度をはじめコンプライアンス関連規則を整備し、適切に運用している。ひととおり整備されているが、諸制度の関係等については見直しが必要である。定期的なコンプライアンス研修を実施している。 <p>(5) 情報セキュリティを確保するための体制整備【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関しては、「個人情報保護にかかる事務チェックシート」を適宜発信し、継続して注意喚起を図っている。また、万一の事故発生時の追跡調査に備えて、ログ収集システムを導入した。特定個人情報 (マイナンバー) 制度の開始に合わせて、その学内規程やハンドブック (ガイドライン)、基本方針を整備し、マイナンバー取扱部署においては部外者立入制限区域を設ける等して、安全管理に努めている。今後は、個人情報保護法の改正や文科省のガイドラインの改正に沿った規程の改正が必要である。 <p>(6) 内部監査の適切性【監査室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学園に監査室を設置し、教職員を監査員として学部・大学院研究科・事務部署等の定期的な監査を行い、その結果を「内部監査結果報告書」として理事会に報告している。
9-1-3	<p>(1) 事務組織の構成と人員配置の適切性【総合企画課】【人事課】</p> <p>事務組織の構成および各職制、事務分掌については、「学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則」に定めている (B9-1-9)。2016 年 5 月 1 日現在、大学業務を支援する事務組織の構成は 38 部署、専任職員の人数は 187 名である。事務組織図は別添資料を参照 (B9-1-19 d2-表 55)。</p> <p>人員配置については、事務職員を対象とする「学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針」に掲げ</p>

た、下記の7つの基本方針に基づき、事務職員人事委員会において、各部署の円滑な業務運営および業務改善等が可能となるように人員配置を行っている（B9-1-10、B9-1-11）。

- ①学園と事務職員の相互成長
- ②事務職員の期待像
- ③職務・能力開発の推進
- ④公平評価による適切処遇
- ⑤組織の自律性向上
- ⑥組織目標と個人目標の統合
- ⑦事務職員の福祉の向上

人員配置は、なによりも職員本人の成長を重視し、特に若い職員の長期的なキャリア育成計画、自己申告に基づく育成計画などを加味して行っている（B9-1-19 d2-表 54）。新たな分野への挑戦を通じて、異なる業務を積み重ねることで潜在能力をさらに開花させ、さまざまな業務に活かせるよう配置計画を策定し、適切な人事異動に努めている。

（2）事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策【総合企画課】

大学を取り巻く環境変化への適応、業務内容の多様化への対応また組織上強化すべき事項などの観点から、段階的に事務組織の再編に向けた取り組みを進めてきた。板橋校舎と東松山校舎それぞれに独立した管理課の設置（2013年）、学生支援を包括的に行うための学生支援センター事務室の設置（2013年）、学園と大学をまたいだ諸課題に対応し全学的な意思決定を支援するための総合企画室の設置（2014年）、教職および資格取得を支援する新たな全学組織「教職課程センター」事務室の設置（2016年4月）などである。

併せて事務組織並分掌規則に基づく分掌業務の明細を分類、列記した職務権限基準を一部見直し、事務職員（一般職）の業務範囲、権限の拡大も図っている（B9-1-9）。

（3）職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用【人事課】

事務職員の採用は、事務職員人事委員会において採用人数、募集方法、採用日程を審議し決定する。募集は大学ホームページ、求人募集サイトを通じた公募により行っている。

数回にわたる学園説明会を開催し、本学の強みやビジョンを伝えるとともに、先輩事務職員の経験談、個別の質疑応答コーナーを設けるなどして、本学が求める大学事務職員像を前面に打ち出し多様で将来性豊かな人材の獲得に努めている。手続きとしては、書類選考・グループ面接・グループディスカッション・筆記試験・面接など種々の観点から選考し、公正性および透明性を旨とした採用人事を行っている。

採用は新卒者採用が原則であるが、必要に応じて中途採用を行う年度もある。過去5年間の採用実績は、下記のとおりである。

	新卒採用		既卒採用	
	応募者数	採用者数（男/女）	応募者数	採用者数（男/女）
2012年4月採用	438名	6名（2/4）	—	—
2013年4月採用	505名	4名（3/1）	388名	6名（5/1）
2014年4月採用	375名	5名（4/1）	305名	7名（6/1）
2015年4月採用	246名	3名（1/2）	267名	3名（3/0）
2016年4月採用	422名	9名（4/5）	—	—

事務職員の昇格については、2008年にそれまでの人事制度（通称MIP：Management Innovation Project）を改め、「学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則」第6条に基づいて定めた「学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程」に「事務職員資格制度」を設け、資格等級の格付、資格昇格の基準、資格昇格の審査等についてポイント、基準を明確にして適切な運用を行っている（B9-1-12、B9-1-13）。

9-1-4 （1）人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善【人事課】

人事考課に基づく業務評価については、事務職員資格制度により、納得性・公正性を確保し事務職員の意欲・資質の向上を図るために、職員本人から自己評価・申告書を提出させ、複数の上職者による面談等を踏まえ、人事評価書の作成により適正に行っている。

処遇改善についても、事務職員資格制度に設けられた等級格付プログラムにより、資格等級の格付・資格昇格の基準・資格昇格の審査を踏まえて、適切に行っている。また、昇格については、5級⇒4級および4級⇒3級に昇格する場合は、事前研修を受講・修了することが必須とされ、これらは対象者の昇格への意欲（自己成長意欲）を学園大学の発展へと結び付ける仕組みとなっている（B9-1-14）。

(2) スタッフ・ディベロップメント (SD) の実施状況と有効性【人事課】

スタッフ・ディベロップメント (SD) については、学内での全体研修は、全職員を対象とした「事務職員総会」を年に一度開催し、学園・大学の今後の方向性や課題を共有認識し、部署間の連携強化を図る場として活用している。階層別としては、入職 4 年目までの職員を対象とした「職員力基礎研修」を義務づけ、経年を振り返り基本的なスキルを身につけるとともに、業務に対するモチベーションアップにつなげている。

また、学外での研修については、外部教育機関の受講 (大学院アドミニストレーター研究科等)、各種通信教育の受講、実務に応じた外部セミナーへの参加等の促進を図っている。

2011 年度から 2015 年度までの SD の実施状況は、下表のとおりである。

	主催等	2011	2012	2013	2014	2015	5 年 合計
大学院研修派遣	桜美林大学大学院 大学院アドミニストレーション専攻 (科目等履修)	0	1	0	1	0	2
外部企画研修 プログラム	私大職員研修セミナー 他 (上段: 受講件数/下段: 受講者数)	0	3	0	3	6	12
		0	3	0	3	4	10
大学 SD フォーラム	(社) 日本能率協会 (上段: 受講件数/下段: 受講者数)	8	5	12	17	11	53
		5	5	10	17	11	48
通信教育	大東文化学園通信教育コース ㈱日本能率協会マナロハセンター (上段: 修了者数/下段: 受講者数)	38	37	28	21	22	146
		38	44	35	22	27	166
年度別参加者 (受講者) 総数 ※		46	53	47	43	44	233

※総数のうち、外部企画研修プログラムは、受講件数にて算出。

※総数のうち、大学 SD フォーラムは、受講件数にて算出。

※総数のうち、通信教育は、受講者数にて算出。

9-1-5 【事務局長】

・管理運営上の責任主体・組織、権限、手続き等に関しては、学内諸規則 (寄附行為、分掌規則、職務権限基準、学則等) において定め、規則に則った適切な運用を行っている。また、管理運営の適切性を検証するプロセスとして、内部監査および学園監事による理事会への報告、学園評議員会における大学・事務組織の管理運営状況の報告のほか、毎年度の自己点検・評価において定期的な検証を行っている。

【効果が上がっている事項】

9-1-1	防災マニュアルが策定された。中長期財政計画の下、一時金、役職手当の見直しを行った。
9-1-2	新しいが学長選考規程の下、滞りなく時期学長が選考された。学内規程を必要に応じて改正、制定した。
9-1-3	【事務局長】 事務組織に関しては、学生支援センターの開設に伴って事務室を設置し (2013 年)、学生の生活支援、福利厚生増進、学生相談、障がい学生の支援、課外活動支援、診療所・保健室の運営等を包括的に推進している。(B9-1-9 第 23 条の 2、B9-1-15、B9-1-19 d2-表 54、d2-表 55)。 総合企画室を設置 (2014 年) し、教学と法人間の横断的な諸課題の意思決定を支援している。(B9-1-9 第 6 条の 9、B9-1-19 d2-表 54、d2-表 55)。
9-1-4	階層別研修の拡充に向け、3 級管理職者研修及び 2 級管理職者研修を実施した (2015 年)。左記研修では、管理職者に必要なスキルとして主に人事課に焦点を当て、本学園人事制度の目的・特徴の再理解から実際の部下の考課手法について研修し、人事考課制度の重要性について理解の浸透を図った。
9-1-5	

【改善すべき事項】

9-1-1	中長期財政計画に基づいた収支バランスの検討。
9-1-2	
9-1-3	
9-1-4	【人事課】 職位の果たすべき役割は年々増大しており、体制の整備が急務である。 スタッフ・ディベロップメント (SD) のための事務職員研修については、新入職員研修および職員力基礎研修の初級職員クラスは比較的手厚く行っているが、中堅以降の各階層については、外部研修への参加、通信講座の受講といった職員個々

	の主体性・自発性に委ねている部分が大きく、階層別研修の体制整備がまだまだ不十分である。各階層別研修体制の整備が急務である。
9-1-5	

本項目の根拠資料（データ類、裏付けとなる資料）

A9-1-1	大東文化大学学則 《既出》A1-1
A9-1-2	大東文化大学大学院学則 《既出》A1-2
A9-1-3	大東文化大学大学院法務研究科（法科大学院）学則 《既出》A1-3
A9-1-4	学校法人大東文化学園寄附行為
A9-1-5	大東文化大学副学長に関する規程
A9-1-6	大東文化大学学長選考規程/大東文化大学学長解任審査請求手続規程
A9-1-7	大東文化大学学長選挙等選挙管理委員会規程
A9-1-8	学校法人大東文化学園職員任免規則 《既出》A3-1
A9-1-9	文学部長選挙に関する内規 文学部長選挙選挙管理委員会内規 大東文化大学経済学部長および経済学部学科主任等の選出に関する規程 経済学部東松山担当主任選出手続要領 外国語学部学部長選考要綱 外国語学部学部長選挙管理委員会内規 学部長の推薦について/学部長の再任 について（法学部） 国際関係学部学部長・国際関係学科主任および国際文化学科主任の推薦に関する内規 経営学部学部長選出基準 環境創造学部・学部長候補者の選出と推薦に関する内規 スポーツ・健康科学部学部長および学科主任の推薦に関する規程 スポーツ・健康科学部選挙管理委員会内規 大東文化大学大学院経済学研究科委員長および専攻主任選出要綱 外国語学研究科研究科委員長選出要綱 大学院法学研究科研究科委員長選出規程 アジア地域研究科委員長・専攻主任の選出に関する内規 経営学研究科研究科委員長選出基準 大学院スポーツ・健康科学研究科研究科委員長及び専攻主任選挙における申し合わせ事項 大学院スポーツ・健康科学研究科研究科委員長及び専攻主任推薦に関する規程
A9-1-10	学校法人大東文化学園役員（平成 28 年 4 月 1 日現在）
A9-1-11	財務計算書類(写) 2011(平成 23)～2015（平成 27）年度
A9-1-12	監査報告書 2010(平成 22)～2015(平成 27)年度（監事監査報告書・監査法人の監査報告書）
A9-1-13	学校法人大東文化学園平成 27 年度事業報告書
A9-1-14	財産目録（平成 28 年 3 月 31 日現在）
B9-1-1	大東文化大学基準別基本方針 《既出》B1-18
B9-1-2	『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2016 年 2 月総合企画室発行）《既出》B1-4
B9-1-3	学校法人大東文化学園 平成 28 年度事業計画
B9-1-4	大東文化大学学部長会議規程
B9-1-5	大東文化大学大学院研究科委員長会議規程
B9-1-6	学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則
B9-1-7	職務権限基準
B9-1-8	大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程
B9-1-9	学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則
B9-1-10	学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針
B9-1-11	学校法人大東文化学園事務職員人事委員会規程
B9-1-12	学校法人大東文化学園事務職員人事管理規則
B9-1-13	学校法人大東文化学園事務職員人事制度規程
B9-1-14	事務職員資格制度（等級格付プログラム）
B9-1-15	大東文化大学学生支援センター規程 《既出》B6-1 大東文化大学運営委員会学生支援部会規則

大東文化大学運営委員会学生相談部会規則 大東文化大学運営委員会障がい学生支援部会規則 B9-1-16 平成 27 年度第 1 回大東文化大学学生支援センター運営委員会(次第) 平成 27 年度第 1 回学生支援部会議事録 B9-1-17 平成 28 年度事業計画兼業務確認シート(案) (総合企画室総合企画課) B9-1-18 平成 28 年度事業計画兼業務確認シート(案) (総務部人事課) B9-1-19 大学データ集 《既出》B1-22
【追加資料】 ・大東文化大学大学院学則 ・3 級管理職者研修・2 級管理職者研修実施要項

III 【達成目標】 目標の進捗状況は、「S：完全に達成」「A：概ね達成」「B：やや不十分」「C：不十分」で、評価する。

達成目標	目標達成の指標となるもの	評価					
		2014	2015	2016	2017	2018	
中期目標 (2014～ 2018)	9-1-1 ・管理運営方針を大学構成員に広く周知する。 【総務課】	・管理運営方針が様々な媒体で広く周知されている。			A		
	9-1-2 ・「個人情報の保護に関する規程」の改正および関連規則・規定等の改正・制定を行う。 ・常務審議会と理事会の権限と責任の分担について検討を行う。 ・学則等の関係規則・規程の改正を行う。	・規則改正等の手続きが終了し周知されている。 ・左記のことについて検討が進んでいる。 ・学則等の関係規則・規程改正の手続きが終了し、周知されている。	→		B		
	【総合企画課】 9-1-3 ・本学の課題と環境変化に則した事務組織の見直しを行う。	・事務組織の変更に伴い、規則が改正されている。	→		B		
	【人事課】 9-1-4 ・SD の充実による事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築する。	・左記の仕組みが整えられ運用されている。			A		
14 年度 目標	【総務課】 9-1-1 ・「管理運営・財務に関する方針」の学内への周知を図る。	・「学園報」等によって学内構成員への周知が行われている。		C			
	【総務課】 9-1-2 ・個人情報保護規程等の見直しを図る。 ・理事会、常務審議会の権限と責任の分担について意見の取りまとめを行う。 ・次期学長（任期 2014 年度～2016 年度）選挙結果を踏まえた学長候補者選挙実施に係る規則の見直しを行う。 ・学則等の関係規則・規程の改正を行う。	・関連規則の改正が行われている。 ・左記のことが行われている。 ・左記のことが行われている。 ・学則等の関係規則・規程の改正が行われている。	→	B			
	【総合企画課】 9-1-3 ・教務系事務体制の見直しを行う。	・見直しが行われ再編成の作業がスタートしている。	→	C			
	【人事課】 9-1-4 ・外部機関への教育研修機会の導入に着手する。	・左記のことが行われている。		B			

15年度 目標	【総務課】 9-1-1・「管理運営・財務に関する方針」 の学内への周知を図る。	・リーフレット等によって学内構成員への周知が行われている。
	【総務課】 9-1-2・特別個人情報（マイナンバー） について学内規則の整備を行う。	・左記のことが行われている。
	【総合企画課】 9-1-3・事務組織の見直しを行うための 情報収集を行う。	・左記のことが行われている。
	【人事課】 9-1-4・学内研修制度（各階層別研修） の拡充に着手する。	・左記のことが行われている。
16年度 目標	【総務課】 9-1-1・「管理運営・財務に関する方針」 の周知を継続して行い、定着をはか る。	・左記のことが行われている。
	【総務課】 9-1-2・コンプライアンス研修の再検 討を行い、研修を実施する。	・左記のことが行われている。
	【総合企画課】 9-1-3・事務組織編成に関する情報収 集を行い、見直しを行う。	・事務組織編成(案)の作成
	【人事課】 9-1-4・学内研修制度（各階層別研修・ テーマ別研修・トレーニー制度等）の 拡充に着手する。	・左記のことが行われている。

	S			
	S			
	C			
	C			
		A		
		A		
		C		
		A		